

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5

氏名 株式会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木 裕
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 7年 9月 9日

許可の有効年月日 令和12年 9月 8日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 廃水銀等
- ・ 銻さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,

(以下、裏面記載)

1, 1-トリクロロエタン, 1, 1, 2-トリクロロエタン, 1, 3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン又はその化合物, 1, 4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・廃アルカリ (水銀又はその化合物, カドミウム又はその化合物, 鉛又はその化合物, 有機燐化合物, 六価クロム化合物, 砒素又はその化合物, シアン化合物, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1, 2-ジクロロエタン, 1, 1-ジクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 1, 1, 1-トリクロロエタン, 1, 1, 2-トリクロロエタン, 1, 3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン又はその化合物, 1, 4-ジオキサン, ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

令和 7年 9月 9日 当初許可

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白